

2017年9月25日

お客さま各位

王子・伊藤忠エネクス電力販売株式会社

電気需給約款（高圧）変更のお知らせ

この度、2017年10月1日付けで、弊社電気需給約款（高圧）の内容を一部変更いたします。変更内容の詳細については、別紙をご参照ください。

なお、本変更による、お客様の供給条件への影響はありません。

記

1. 変更内容

- (1) 改正された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が2017年4月1日に施行された事を受け、内容を一部変更いたしました。
- (2) 東京電力パワーグリッド管内における、分散検針のお客さまに対する電力供給開始に伴い、内容を一部変更いたしました。
- (3) その他、一部軽微な変更を行い、文意の明確化を図りました。

2. 変更後の約款

URL : <http://ojex.net/company/agree/>

以上

【変更内容 (1) 下線部が変更部分となります】

3 定義 の (11)

(変更前)

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2 に定めるところによります。

(変更後)

(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2 に定めるところによります。

別紙 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の 1.

(変更前)

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 12 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(変更後)

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

別紙 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) の 5.

(変更前)

5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、上記にかかわらず、上記 4. によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとしします。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

(変更後)

5. 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所にかかるお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、上記にかかわらず、上記 4. によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額を差し引いたものとしします。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合、お客さまはすみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

【変更内容（2）下線部が変更、追記部分となります】

17 料金の支払義務および支払期日 の（1）イ

（変更前）

- イ 計量日といたします。ただし、14（使用電力量の計量および検針）（2）の場合は、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定められた日といたします。

（変更後）

- イ 計量日といたします。ただし、計量日が毎月初日以外の場合は、計量日の属する月の翌月1日といたします。また、14（使用電力量の計量および検針）（2）の場合は、お客さまと当社との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者との協議によって定められた日といたします。

【変更内容 (3) 下線部が変更、追記部分となります】

別紙 1 (燃料費調整) の (3)

(変更前)

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月末日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月末日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月末日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月末日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月末日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月末日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月末日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月末日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月末日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(変更後)

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。なお、計量日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」といたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の計量日から翌年1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

別紙 1 (燃料費調整) の別表

(変更前)

東京電力株式会社

(変更後)

東京電力パワーグリッド株式会社

別紙 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) の 3.

(変更前)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日（当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、計量日とし、以下本別紙2において同様とします。）からその翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(変更後)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。